

Global Tax Update

ベトナム

デロイトトーマツ税理士法人

2016年10月号

※本ニュースレターは、[英文](#)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

付加価値税法、特別消費税法および税務行政法の一部を補足改正する通達 Circular 130/2016/TT-BTC

Decree No.100/2016/ND-CP—付加価値税法(Value Added Tax Law)、特別消費税法(Excise Tax Law)および税務行政法(Tax Administration Law)の一部を補足改正する法律の詳細ガイダンスとしてベトナム政府より2016年7月1日付で発表された Decree No.100/2016/ND-CP のガイダンスとして、今般、Circular No. 130/2016/TT-BTC が発表された。

Circular No. 130/2016/TT-BTC(以下「Circular 130」)は、基本的に、Decree No. 100/2016/ND-CP(以下「Decree 100」)のガイダンスならびに付加価値税法、特別消費税法および税務行政法に関する現行 circular の改正点を補足する内容となっている。Decree 100 が定める新規定の説明に加えて、Circular 130 には、以下のとおり主な規定に関する詳細が示されている。

(1) VAT の還付

1) 控除方式を適用して VAT の申告を行っている場合の還付規定

Circular 130 に基づく追加ガイダンスの下、Circular No. 219/2013/TT-BTC 第 18 条 1 項の定めにより VAT (Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」)の還付資格のある事業者は、2016年7月(VATの申告を月次で行っている場合)または2016年の第3四半期(同じく四半期ごとに行っている場合)より前に未控除となっている仕入 VAT がある場合、税務当局から規定に基づき当該分の VAT 還付を受けることができる。

2) 投資プロジェクトに関する還付規定

Decree 100 の補足として、所定の資本金を全額払い込んでいない事業者の投資プロジェクトに関しては、VAT の還付が認められない旨の規定が定められた。これにより、2016年7月1日以降、投資プロジェクトに関する還付書類を提出したものの税務申告期限までに所定の資本金を全額支払わなかった事業者は、VAT の還付を受けることができない。

3) 物品およびサービスの輸出に関する還付規定

物品およびサービスの輸出ならびに国内販売の両方を行っている事業者に対する VAT の還付について、より詳細なガイダンスが示された。当該ガイダンスのもと、事業者は、輸出される物品/サービスの生産費用に関する仕入 VAT を区別して計上しなければならない。この方法によらない場合、輸出に関する仕入 VAT の額は、事業者が前回還付を受けた日から今回の還付請求日までの期間に稼得した VAT の課税対象総所得に占める輸出売上上の割合を基準として算定する。

売上 VAT と相殺後、輸出に関する仕入 VAT が3億ベトナムドン以上残る場合は、還付を受けることができる。ただし、輸出に関して還付される仕入 VAT の額は、事業者が輸出取引から稼得する総売上の10%を超えてはならない。

また、VAT の還付対象とならない例として、輸入した物品を再度輸出する場合は挙げられている。これにより、輸入した物品を(商用目的で)ベトナム国外に再輸出する場合は、輸入時の VAT および物流(輸送、保管)に係る仕入 VAT が還付されない。ただし、控除が認められる。

4) 事業を終了した場合の還付 VAT の遡求返納

事業者が事業を終了した場合、主たる事業活動から売上 VAT が発生していない場合は、還付された VAT を所管の税務当局に返納しなければならない。このような事業者が VAT の課税対象資産を売却した場合、当該資産に係る仕入 VAT を調整する必要はない。

(2) 納付遅延に対する利息の算定

Decree 100 の補足として、納付遅延に対する利息の算定方法に関して具体的なガイダンスが示された。当該規定は2016年7月1日以降適用となる。詳細は以下のとおりである。

- 2016年7月1日以降に発生した未払税金: 利息率は、未払税金に対して一日当たり0.03%

- 2016年6月30日以前に発生し、2016年7月1日までに納付されなかった未払税金：
 - 2014年12月31日以前：税務申告期限日の翌日から起算して90日目までは1日当たり0.05%/91日目以降は1日当たり0.07%
 - 2015年1月1日以降2016年6月30日まで：1日当たり0.05%
 - 2016年7月1日以降：1日当たり0.03%

(3) 拡大投資プロジェクトの判定基準

拡大投資プロジェクトの判定基準については、これまでも多くの取り決めが税務総局から発表されてきたが、今般、Circular 130のもと、最終的な規定が定められた。具体的には、2009年から2013年の期間に以下に示すいずれかの方法を適用して定期的に行われた設備投資に関して、当局に登録または承認された投資計画に沿って生産能力の増強が果たされなかった場合は、投資拡大プロジェクトとみなされない。

- 減価償却費を原資とした投資
- 税引後利益の再投資または、
- 所管当局に登録した資本金を原資とした投資

(4) 特別消費税

Circular 130のもと、企業が物品を関連者間で取引した場合の特別消費税の課税価格の算定規定が補足改正された。具体的には、以下のとおりである。

- 関連者とは、親会社、子会社あるいは同一の親会社を有する子会社同士の関係、または、一方の当事者が他方の当事者の20%以上の資本金を直接あるいは間接的に保有する関係をいう
- 企業が関連者に該当する製造者または輸入者から物品を直接購入した際の販売価格を特別消費税の算出基準とする。ただし、当該課税価格は、非関連者との間で取引が行われた場合の月平均販売価格の7%を下回らない額とする
- 前項について、複数の関連者が関わっている場合も、当該製造者または輸入者と非関連者との間で取引が行われた場合の月平均販売価格の7%を下回らない額を課税価格とする
- 自動車に関して、消費者が特別注文した部品がある場合は、その分の価格を除いた月平均販売価格を比較対象価格とする

Circular 130は、Law 106/2016/QH13の発効日に合わせて2016年7月1日付で発効する。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 qtakaishi@deloitte.com
マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.